

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和3年7月15日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和3年7月15日（木）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

環境課 鈴木課長、長谷川主査

3 件名

白井市第3次環境基本計画の方向性について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・基本目標2における「施策の方向⑤水素社会実現に向けた取組」とは具体的にはどのようなものを取り入れるのか。  
 →一例として、ガソリン車等に代わるCO<sub>2</sub>等を排出しない水素自動車等の導入が考えられる。

・基本理念に変更はないが、見直しはしなかったのか。  
 →審議会では基本理念の見直しについての意見等は無かった。基本理念を見直すか否かについては、関係課を含め協議、調整を行う。

・計画期間は法令等で定められているのか。  
 →定められていないが、終期は総合計画と整合を取っている。

（指示）

・将来的なCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを県内11市町村が表明したように、市としても今回の計画において視野に入れていくこと。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 市民環境経済部 環境課

<p>件 名</p>	<p>白井市第3次環境基本計画の方向性について</p>
<p>計画の概要</p>	<p><b>【役割・位置づけ】</b> 本計画は、市の最上位計画である「白井市総合計画」を環境面から推進するためのものであり、同時に、環境行政の最も基礎となる計画としての役割と性格を併せ持ち、本市における環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示し、各種の施策を立案・実施していく計画である。 また、市民・市民団体・事業者・市が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針として位置づける。</p> <p><b>【計画期間】</b> 令和4年度から令和12年度まで(9年間) ※環境や社会状況の変化に応じて、次期(第6次)白井市総合計画の策定期期を目安に、計画期間の途中で必要な見直しを実施予定。</p> <p><b>【計画策定に当たっての現状・課題】</b> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、庁内統一の「令和2年度中に予定している個別計画における新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた対応方針」により、策定年度を1年間延長したため、計画期間が10年間から9年間に変更となった。</p> <p><b>【方向性・体系など】</b> 白井市第3次環境基本計画では、新たに、基本理念の下に「環境の将来像」を設定し、その下に「基本目標」を5つに整理して、施策展開をしていく。 「環境の将来像」 良好な環境を未来につなぐ 持続可能なまち 「基本目標」 1. 自然環境(豊かな自然と人が共生するまち) 2. 地球環境(地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち) ※地球温暖化対策実行計画(区域施策編)・気候変動適応計画を包含 3. 生活環境(安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち) 4. 廃棄物(ごみを減らし、資源の循環に取り組むまち) 5. 環境保全(環境にやさしいライフスタイルを広げるまち)</p>
<p>論点(決定を要する事項)</p>	<p>白井市第3次環境基本計画の方向性として環境の将来像、基本目標、施策の方向を基に、素案の検討に移ることの可否。</p>
<p>部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)</p>	<p><b>【環境審議会からの意見】</b> 白井市第3次環境基本計画の方向性については概ね妥当とされたが、環境の将来像、基本目標、施策の方向の文言等については、今後、具体的な取り組み等により整理していくべきという意見があった。</p> <p><b>【関係課との調整】</b> 環境審議会で諮る前に、庁内の各課担当者で構成している検討委員会、各課等長で構成している策定委員会で確認・検討を行い、指摘事項等を修正して調整した。 (構成部署:公共施設マネジメント課・企画政策課・都市計画課・建築宅地課・道路課・上下水道課・教育支援課・生涯学習課・農業委員会事務局・市民活動支援課・産業振興課)</p> <p><b>【部内会議】</b> 付議書の論点の内容と資料1、新計画の施策展開の体系(案)、施策の方向について精査した。</p>

スケジュール	R3.7月:骨子案の作成 R3.8月:検討委員会・策定委員会(素案について①) R3.9月:環境審議会(素案について①) R3.10月:検討委員会(素案について②) R3.11月:策定委員会・環境審議会(素案について②) R3.12月:パブリックコメント R4.1月:環境審議会(答申) R4.2月:印刷 R4.3月:計画完成							
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	無		報道発表	無			
	議会説明	有	行政運営報告(R3.12)	広報・HP等	有	広報、HP(R4.4)		
	市民参加	有	○審議会 令和3年 9月 素案について(1回目) 11月 素案について(2回目) 1月 答申について ○パブリックコメント 令和3年12月					
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (					まで)	
参考情報	関係法令等	白井市環境基本条例・地球温暖化対策推進法・気候変動適応法 等						
	関係課	公共施設マネジメント課・企画政策課・都市計画課 等						
	事業費	14,891 千円 (うち特定財源				千円)		
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	環境・自然	手段

## ●新計画の施策展開の体系（案）

環境の将来像	基本目標	関連する SDGs の目標	施策の方向	
良好な環境を未来につなぐ 持続可能なまち	基本目標 1	<b>自然環境</b> 豊かな自然と人が共生するまち		①里山環境の保全 ②生物多様性の保全 ③まちのみどりの保全・創出
	基本目標 2	<b>地球環境</b> 地球温暖化対策に取り組み、 気候変動に備えるまち  地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 気候変動適応計画		①再生可能エネルギーの普及拡大 ②省エネルギーの促進 ③交通対策による脱炭素化の推進 ④脱炭素型まちづくりの推進 ⑤水素社会実現に向けた取組 ⑥気候変動への適応の実践
	基本目標 3	<b>生活環境</b> 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち		①健康・快適な環境の保全 ②美しいまちづくりの推進
	基本目標 4	<b>廃棄物</b> ごみを減らし、資源の循環に取り組むまち		①ごみ減量と再資源化の促進 ②環境に配慮したごみ処理の促進
	基本目標 5	<b>環境保全</b> 環境にやさしいライフスタイルを広げるまち		①環境保全活動を実践するひとづくり ②連携・協働の仕組みづくり ③環境ビジネスの推進

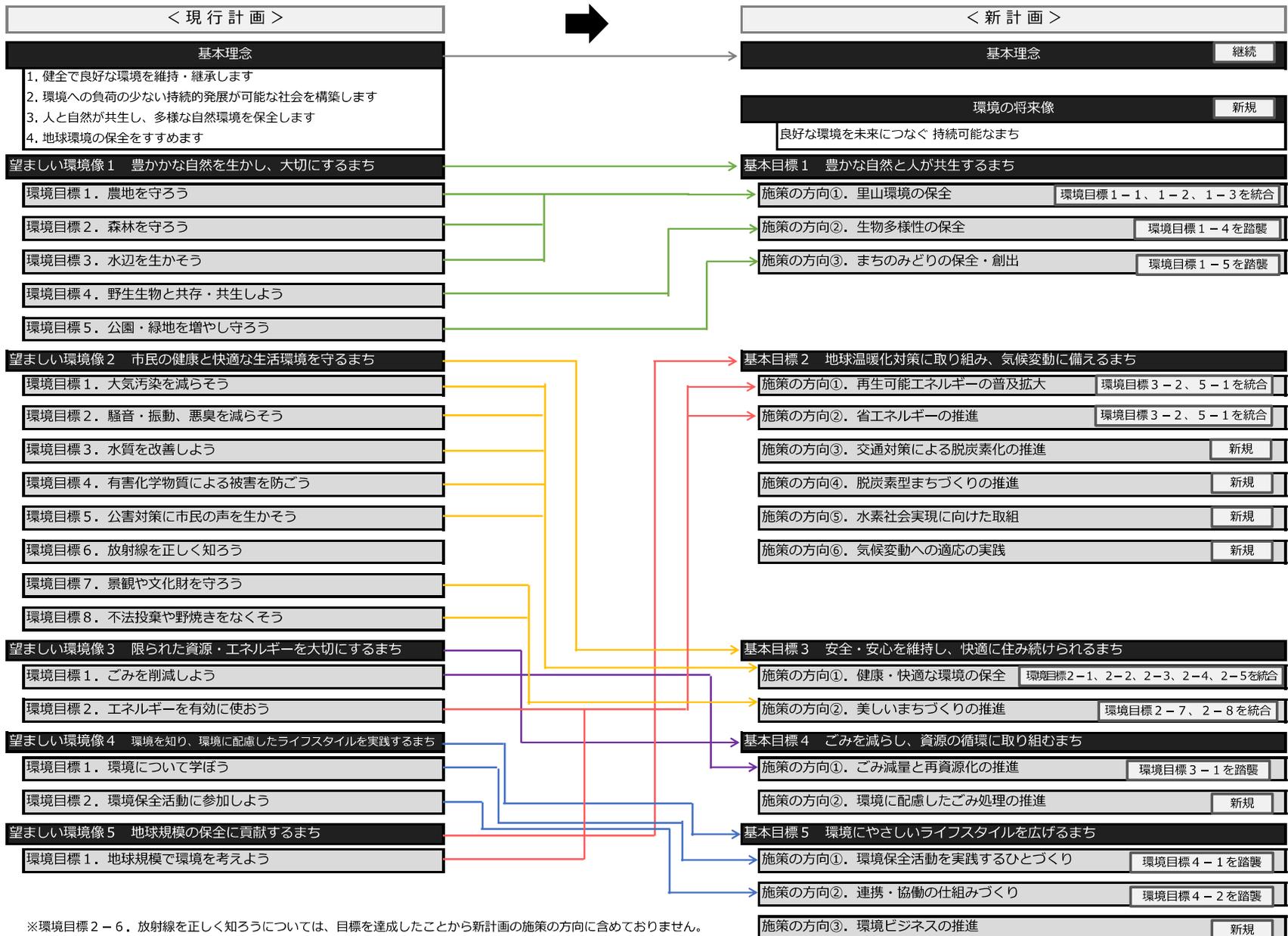
注）SDGs（Sustainable Development Goals）：持続可能な開発目標 2015年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられている、2016年から2030年までの国際目標 17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されている

● 施策体系の変更点

資料2

現行計画から、新計画への施策体系の変更点は下図のとおりです。

新計画では、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、気候変動適応計画を新たに包含することから、基本目標2に地球温暖化対策の目標を立て、新たな施策の方向を設定しています。また、環境の動向を踏まえ、環境ビジネスの推進等の新たな施策の方向を設定しています。現行計画で一定程度の成果が達成された生活環境分野（望ましい環境像2）については、良好な生活環境の維持が中心となることから、環境目標を統合していますが、取組は引き続き実施していく予定です。



※環境目標2-6.放射線を正しく知ろうについては、目標を達成したことから新計画の施策の方向に含めておりません。